



—
資
料
—



SDGs と総合計画

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された国際社会全体の共通目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和 12 (2030) 年までに達成すべき 17 のゴール (目標) と具体的に示された 169 のターゲットから構成されています。



我が国では、平成 28 (2016) 年 12 月に「SDGs 実施指針」が策定され、自治体においても、各種計画の策定などに当たって SDGs の要素を最大限反映することを推奨するとともに、関係団体などとの連携強化などにより、SDGs の達成に向けた取組みを推進することが求められています。

木津川市は、「SDGs 日本モデル」宣言賛同自治体であり、SDGs の考え方を踏まえつつ、人口減少・少子高齢化がもたらす社会的課題の解決と持続可能なまちづくりをより一層推進するため、市民、事業者をはじめ多様な主体の協働・連携のもと、総合計画と SDGs の推進を図ります。

SDGsと自治体行政の役割

	<p>目標1 貧困をなくそう</p>	<p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援するうえで最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
	<p>目標2 飢餓をゼロに</p>	<p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
	<p>目標3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>
	<p>目標4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>すべての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する 教育のなかでも特に義務教育などの初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組みは重要です。</p>
	<p>目標5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う 自治体による女性や子どもなどの弱者の人権を守る取組みは大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員などにおける女性の割合を増やすのも重要な取組みといえます。</p>
	<p>目標6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
	<p>目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援するなど、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>

 <p>8 働きがいも 経済成長も</p>	<p>目標 8 働きがいも 経済成長も</p>	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
 <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p>	<p>目標 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p>	<p>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略のなかに、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>
 <p>10 人や国の不平等を なくそう</p>	<p>目標 10 人や国の不平等を なくそう</p>	<p>各国内及び各国間の不平等を是正する</p> <p>差別や偏見の解消を推進するうえでも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	<p>目標 11 住み続けられる まちづくりを</p>	<p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p> <p>包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界のなかで自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>目標 12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>持続可能な生産消費形態を確保する</p> <p>環境負荷削減を進めるうえで持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p>
 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	<p>目標 13 気候変動に 具体的な対策を</p>	<p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
 <p>14 海の豊かさを 守ろう</p>	<p>目標 14 海の豊かさを 守ろう</p>	<p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p> <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちのなかで発生した汚染が河川などを通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
 <p>15 陸の豊かさも 守ろう</p>	<p>目標 15 陸の豊かさも 守ろう</p>	<p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>

	<p>目標 16 平和と公正を すべての人に</p>	<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p> <p>平和で公正な社会を作るうえでも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
	<p>目標 17 パートナーシップ で目標を達成しよう</p>	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p> <p>自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結びつけ、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していくうえで多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

用語解説

A～Z

AI

人工知能 (artificial intelligence) の略。コンピュータで、記憶・推論・判断・学習など、人間の知的機能を代行できるようにモデル化されたソフトウェア・システム。

DV

ドメスティック・バイオレンス (domestic violence) の略。日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又は、あった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。

ICT

情報通信技術 (Information and Communication Technology) の略。コンピュータやインターネットなどの情報通信技術のこと。

Ma a S

「Mobility as a Service」の略。地域住民や旅行者一人ひとりのトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済などを一括で行うサービス。

PDCAサイクル

マネジメント手法の一種。計画を作成 (Plan) し、その計画を組織的に実行 (Do) し、その結果を内部で点検 (Check) し、不都合な点を改善 (Action) したうえで、さらに、元の計画に反映させていくことで、ら旋状に品質の維持・向上や環境の継続的改善を図ろうとするもの。

SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス (social networking service) の略。人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス。趣味、職業、居住地域などを同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる場を提供している。

あ 行

アダプトプログラム

公園、河川、道路などの公共施設の一部を養子とみなして、市民が里親となって美化 (清掃) などを行う制度。

アピアランスケア

医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアのこと。

インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重などの強化、障がい者が精神的及び身体的な能力などを可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組み。

インクルーシブデザイン

実際使用するユーザーや消費者の意見をデザインに反映し、高齢者、障がい者、外国人など、多くの人を使いやすいデザインを見出そうとする手法。

インターンシップ

企業や団体などでの実務を通じて、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと。

インバウンド

外国人が訪れてくる旅行のこと。日本へのインバウンドを訪日外国人旅行又は訪日旅行という。

か 行

カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

過疎地域

著しい人口減少により、その地域で暮らす人の生活水準や生産機能の維持が困難になってしまう状態になった地域。本市では、「過疎地域の持続的発展の支援に係る特別措置法」により、加茂地域が令和4（2022）年4月1日付で過疎地域として指定された。

かんがい排水施設

農業用水の確保、農業用水の適期・適量供給、排水改良を行い、水利用の安定と合理化を図るためのダム、頭首工、揚排水機場、幹線用排水路などの施設のこと。

関西文化学術研究都市

京都府、大阪府、奈良県の3府県（7市1町）にまたがる京阪奈丘陵に、文化学術研究施設、文化学術研究交流施設、公共施設、公益的施設、住宅施設、その他の施設を一体的に整備を進めているサイエンスシティ。木津川市では、精華・西木津地区、平城・相楽地区、木津地区が指定されている。

キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。

クラスター型

クラスター (cluster) は、本来は花やブドウの房の意味であり、都市計画で用いるクラスター型は、個々の拠点や地区を相互に関連させて一つの集合体としてとらえ、配置するタイプの都市づくりを意味する。

グリーンインフラ

自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。

クリエイター

広義には創造的な仕事に携わる人を指すが、本計画では、美術、音楽、映像などのアートに関わる作家のこと。

グローバル化

文化、経済、政治など人間の諸活動、コミュニケーションが、国や地域などの地理的境界、枠組みを越えて大規模に行われるようになり、地球規模で統合、一体化される時代の動きのこと。グローバルイゼーション (globalization) ともいう。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる者のこと。

研究開発型産業施設

研究開発機能と生産機能が一体となった施設のこと。

後期高齢者医療制度

75歳以上（寝たきりの場合は65歳以上）の高齢者を対象とする独立した医療制度。

個人番号カード

住民票を持つすべての人に付与されるマイナンバー（個人番号）を、本人証明や自治体サービスなどに利用するために発行されるカードで、マイナンバー、氏名、生年月日、性別、本人顔写真が表示される。

コミュニティ

地域社会あるいは共同体のことであり、住民間のつながりや相互の協力関係などを意味する。地域のコミュニティは、子育てや福祉、住環境づくり、活性化などの地域課題の解決に重要な役割を果たすものである。

コミュニティビジネス

地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取組み。

さ 行

ジェネリック医薬品

後発医薬品のことで、新薬（先発医薬品）の特許期間が過ぎた後に、他の製薬会社が同じ有効成分を使って製造・販売するもの。品質、効き目、安全性は同等であるが、新薬に比べ開発費が少なく低価格である。

自助・共助・公助

まちづくりにおける、個々の住民や事業者、地域や団体、行政の役割と関わり方を表す考え方。「自助」は、自分自身が考え、行動し問題の解決を図るよう努めること、「共助」は近隣の人々が助け合い、協力して地域づくりに取り組むこと、「公助」は、行政が法律や制度に基づき支援し、補完することであり、自助・共助・公助がすべてそろって豊かな地域ができるとされる。

シティプロモーション

地域の魅力を内外に発信し、その地域へヒト・モノ・カネを呼び込み、地域経済を活性化させる活動のこと。

ジビエ

狩猟で捕獲した野生鳥獣の肉のこと。

住民基本台帳

市町村長又は特別区区長が、住民の氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成した公簿で、居住関係の証明、選挙人名簿登録、印鑑登録など住民に関する事務処理の基礎となるもの。

商業核

市域内外の方が利用する都市的にぎわいのある商業施設など。

情報セキュリティポリシー

情報セキュリティに関する組織の規程であり、セキュリティ対策の基本的な考え方や具体的なルール、手続きを網羅的に定めたもの。

将来負担比率

地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。

初期救急医療

入院の必要がなく、休日・夜間の時間外に自力により受診可能な軽症患者を対象とするもの。在宅当番医制参加診療所、夜間・休日急病診療所などが担っている。

スクールカウンセラー

臨床心理士、精神科医、心理学系の大学の常勤教員などが、心の専門家として、教員などと異なる外部の立場から児童生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言・援助を行う者のこと。

スクールソーシャルワーカー

社会福祉士や精神保健福祉士のほか、教育と福祉の両面に専門的な知識・技術と活動経験実績などがある人などが、教育機関において問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、保護者、教職員への支援・相談・情報提供、研修活動などを行う者のこと。

スクールロイヤー

学校で発生するさまざまな問題についてこどもの利益を念頭に置き、法律の見地から学校に助言する弁護士。

スケールメリット

規模を大きくすることで得られる効果。

スタートアップ

新たな市場を開拓し、社会に新しい価値を提供したり、社会に貢献することによって事業の価値を短期間で飛躍的に高めること。

スマート化

サイバー空間とフィジカル（現実）空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会『Society5.0』の実現に向け、先進技術やビッグデータを活用すること。デジタルの力を活用し、持続的発展性のあるまちづくりを戦略的に進めるため、本市では令和2（2020）年2月4日付で「木津川市スマート化宣言」をしている。行政サー

ビスのスマート化とは、デジタルの力を活用し、自治体の事務処理を自動化したり業務を標準化したりして、行政サービスなどを効率的に提供すること。

スマートシティ

ICTなどの新技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営など）の高度化により、都市や地域の抱える諸課題の解決を行い、また新たな価値を創出し続ける、持続可能な都市や地域であり、Society 5.0の先行的な実現の場。

税外債権

地方公共団体が権利を持つ金銭債権のうち、分担金、手数料、公共施設の使用料、財産の貸付料などの税以外のもの。具体的には、介護保険料、保育所保育料、公民館使用料、住民票交付手数料、上水道・下水道使用料などが含まれる。

生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養の取り方、嗜好などの生活習慣がその発症や進行に深く関わっている糖尿病、高血圧、がん、脳卒中、心臓病などの病気のこと、その改善と予防が大きな課題となっている。

性的マイノリティ

同性愛者（レズビアン、ゲイ）、両性愛者（バイセクシャル）、性同一性障害（トランスジェンダー）など性的少数派の人々のこと。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人を保護し、支援する制度で、家庭裁判所に選ばれた成年後見人などが、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたりするもの。

ゼロカーボンシティ

二酸化炭素（CO₂）などの排出量がなく、温室効果ガス排出において地球に害を及ぼすことはない都市。

た 行

脱炭素

地球温暖化の原因である二酸化炭素（CO₂）等の温室効果ガスの排出を実質ゼロにすること。木津川市は令和32（2050）年に二酸化炭素（CO₂）を実質ゼロにすることを目指す旨を公表している。

地域包括ケア

認知症高齢者の増加を背景に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されること。

地方創生

加速度的に進む人口減少・超高齢化に対し、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を上げることを目的とした政策。地方自治体は、地域の人口推計「人口ビジョン」及び人口維持と活性化の戦略「地方版総合戦略」を策定し、地方への人口流入、若い世代の結婚・出産・子育て、安心な暮らしづくり、地域と地域の連携を推進するもの。

デコ活宣言

令和 32 (2050) 年カーボンニュートラル及び令和 12 (2030) 年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするため、環境省が提唱する「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（デコ活）」を加速化させることを目的に、企業・自治体・団体・個人が宣言するもの。木津川市も宣言している。

デジタル教材

デジタル技術を使った学習教材のこと。個々の児童生徒がタブレット端末で読んだり、画像・音声を確認したり、プロジェクターや電子黒板に表示して、授業を効果的に進めることができる。

テレワーク

I C Tを活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

天井川

川底が周辺の地面の高さよりも高い位置にある川のこと。

トイレの乾式化

トイレの床を水撒き清掃を不要とする材質に変えること。タイル張りの床で水を流して清掃する湿式トイレは、湿気がこもりやすく、菌やカビが生えやすいといった問題がある。

都市的サービス機能

広域複合商業施設や生活利便機能を集積し、質の高いサービスを提供すること。

な 行

二次救急医療

手術や入院を要するが、すぐに生命には別状ない、ある程度の重症患者を対象とする救急医療。地域の病院がグループをつくり、輪番制で休日、夜間に重症救急患者を受け入れて入院治療を行う。

日本遺産

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するもので、地域に点在する有形・無形の遺産を「面」として活用し発信することで、地域活性化を図ることを目的としている。

ニュースポーツ

グラウンド・ゴルフ、インディアカなど100種を超えるとされ、近年、我が国で行われるようになった比較的新しいスポーツ種目の総称。

認定こども園

幼稚園や保育所などのうち、就学前のこどもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を備えた施設のこと。認定こども園制度の推進により、保護者の就労の有無にかかわらず施設の利用が可能になる、既存の幼稚園の活用により待機児童が解消される、地域子育て支援が充実するなどの効果が期待されている。

は 行

ハザードマップ

万一の水害に備え、避難場所や避難経路、予測される浸水深、緊急連絡先、水害時の心得などを表示した地図。

働き方改革

働く人が、それぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方の改革を総合的に推進するための国の政策であり、長時間労働の是正、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保などを講じるもの。

パートナーシップ宣誓制度

性的マイノリティの当事者が、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを約束したことを自治体に宣誓し、自治体が公に証明する制度。

ヒートアイランド現象

都心における気温が郊外に比べ高くなり、等高線を引くと、都心部を中心に気温の高い地域が島状に発現する現象のこと。冷房などの空調、比熱の大きいコンクリートやアスファルトによる熱吸収などが主な要因とされている。

ビッグデータ

スマートフォンなどを通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビでの視聴・消費行動などに関する情報、また小型化したセンサーなどから得られる膨大なデータのこと。

ファシリティマネジメント

企業・団体などが組織活動のために、施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動のこと。

ファミリーシップ宣誓制度

性的マイノリティの当事者が、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを約束したことを自治体に宣誓し、自治体が公に証明する「パートナーシップ宣誓制度」に際し、宣誓者に生計を同一とすることもがある場合は、家族として協力し合う関係をあわせて宣誓することができる制度。

フードマイレージ

食料が消費者に届くまでに輸送される距離を数字で表したものの。農産物の輸送による環境負荷を計る指標の一つで、環境負荷を軽減するためには、食料自給率を上げることや地産地消の実践が重要とされる。

フレイル

高齢者の健康状態と要介護状態の間にある「虚弱状態」のこと。身体機能の低下（フィジカルフレイル）、口腔機能の低下（オーラルフレイル）、認知・心理障がい（コグニティブフレイル）、社会的孤立（ソーシャルフレイル）といった様々な要素を含む多面的な概念であり、この状態が長く続くと、要介護や寝たきりのリスクが高まる。

フレックスタイム制

労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることによって、生活と業務との調和を図りながら、効率的に働くことができる制度。

ハイトスピーチ

公の場における憎悪 (hate) に基づく差別的な言動のことで、特定の人種、民族、宗教、性別、職業、障がい、性的志向などを誹謗中傷したり、排除することを扇動するもの。

ポータルサイト

インターネットで、ホームページの閲覧者が最初にアクセスする入り口の役割を持つウェブサイトのこと。関連ページのリンク集や検索エンジンを備えている。

や 行

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。

有害鳥獣

農作物や人などに被害を与える野生動物のこと。近年、有害鳥獣による被害が増えており、農林業被害ではシカ、イノシシ、サルなどによるものが多く、大きな問題となっている。狩猟者の減少、中山間地の人口減少・高齢化による農地管理力低下などが主な要因とされる。

有機農業

農薬や化学肥料を原則的に使用せず、家畜や農作物残さに由来するたい肥の施用によって土づくりを行い、手作業や天敵の利用、機械除草などによって病害虫管理を行う農業生産方法。

ら 行

リモートラーニング

パソコンなどのデジタル機器を利用し、インターネットを通じて学習や研修を行う方法。

ローリング方式

計画期間は常に一定とし、毎年度ごとに修正や補完など計画内容を見直す方式のこと。社会・経済情勢の変化に弾力的に対応し、計画と現実とが大きくずれることを防ぐことができる。

6次産業化

1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業などの事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出し、農山漁村の所得の向上や雇用の確保を目指す取組みのこと。

木津川市総合計画審議会条例

平成19年6月27日条例第230号
改正 平成23年10月4日条例第13号
平成29年3月28日条例第17号

木津川市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 木津川市総合計画の策定に関し、必要な事項を調査及び審議するため、木津川市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項について調査及び審議を行い、市長に答申する。

- (1) 総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想(以下「基本構想」という。)の策定に関する事。
- (2) 基本構想に基づく基本計画に関する事。
- (3) 前2号に定めるもののほか、総合計画に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募により選出された市民
- (2) 識見を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合計画担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる審議会の会議は、市長が招集する。

附 則(平成23年10月4日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月28日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

審議会委員

(敬称略・50音順)

区分	氏名	ふりがな	備考
公募委員	笠井 隆司	かさい たかし	
	中村 裕彦	なかむら ひろひこ	
	柳澤 充子	やなぎさわ あつこ	
識見委員	今里 佳奈子	いまさと かなこ	龍谷大学 政策学部教授
	真山 達志	まやま たつし	同志社大学 政策学部教授
委員	石塚 修二	いしつか しゅうじ	木津川市民生児童委員協議会 会長 (福祉部門)
	河合 智明	かわい ともあき	関西文化学術研究都市推進機構 常務理事 (学研・デジタル部門)
	小松 信夫	こまつ のぶお	木津川市教育委員 (教育部門)
	坂本 利正	さかもと としまさ	木津川市観光協会 理事長 (観光部門)
	中崎 鉄也	なかざき てつや	京都大学大学院農学研究科教授 (学研・教育部門)
	松永 弘道	まつなが ひろみち	京都府山城広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課長
	松本 耕考 (1～2回)	まつもと たかこ	木津川市廃棄物減量等推進員 (環境部門)
	佐々木 重規 (3回～)	ささき しげき	木津川市廃棄物減量等推進員 (環境部門)
	森川 泰行	もりかわ やすゆき	木津川市商工会青年部 部長 (商工部門)
	森田 千晶	もりた ちあき	京都やましろ農業協同組合 木津支店 支店長 (農業部門)
	渡邊 かおる	わたなべ かおる	木津川市社会福祉協議会 事務局長 (子育て部門)

総

論

基本構想

基本計画

基本方針1

基本方針2

基本方針3

基本方針4

基本方針5

基本方針6

基本方針7

資料

策定経過

○木津川市総合計画審議会・木津川市総合計画庁内本部会議・木津川市総合計画策定庁内ワーキングチーム会議 / 木津川市議会

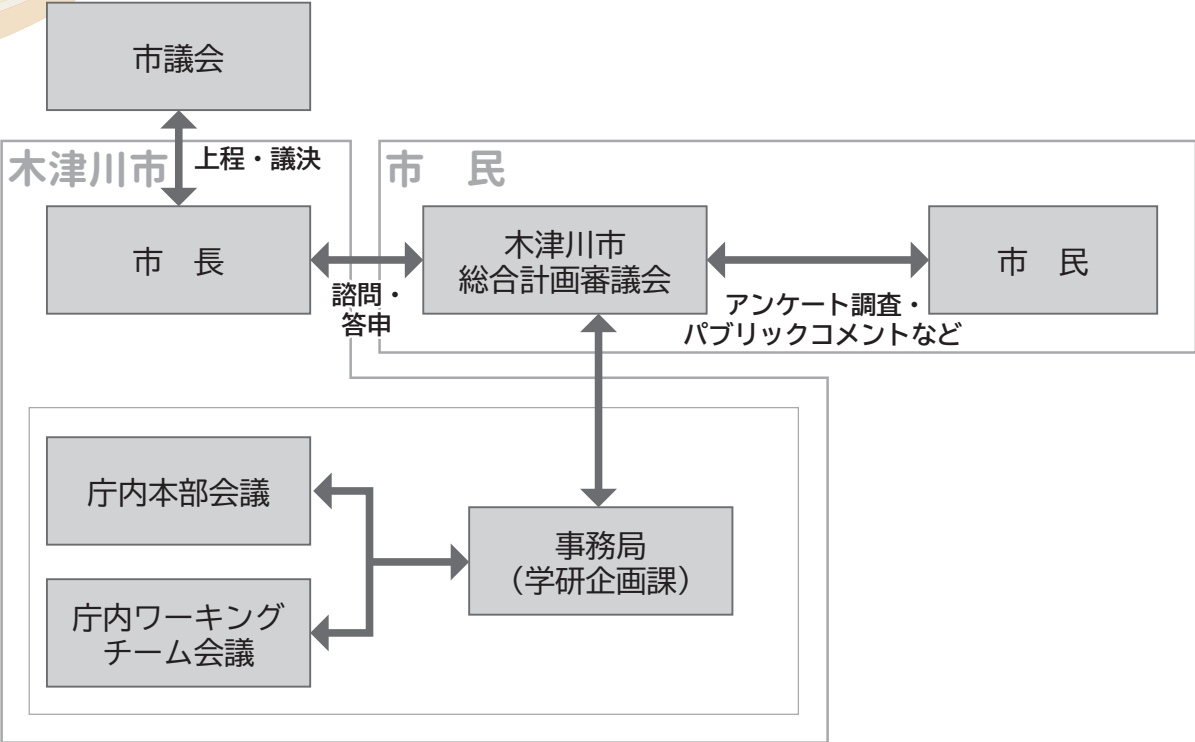
会 議	開催日	主な議題
第 1 回庁内本部会議	令和 5 (2023) 年 5 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画策定庁内本部会議について ・第 2 次総合計画後期基本計画の策定方針とスケジュールについて ・市民・中学生アンケート調査（案）について
諮問	令和 5 (2023) 年 5 月 29 日	
第 1 回審議会	令和 5 (2023) 年 5 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ・木津川市総合計画審議会の運営について ・第 2 次木津川市総合計画後期基本計画策定方針について ・第 2 次木津川市総合計画の概要について ・市民・中学生アンケート調査（案）について
第 1 回庁内ワーキングチーム会議	令和 5 (2023) 年 6 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画策定庁内ワーキングチームについて ・第 2 次総合計画後期基本計画の策定方針とスケジュールについて ・第 2 次総合計画前期基本計画の施策評価について
中学生アンケート調査	令和 5 (2023) 年 6 月 16 日 ～年 7 月 7 日	
市民アンケート調査	令和 5 (2023) 年 7 月 7 日 ～年 7 月 28 日	
第 2 回庁内ワーキングチーム会議	令和 5 (2023) 年 8 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 次総合計画前期基本計画の施策評価結果について ・第 2 次総合計画後期基本計画の課題・方針について ・第 2 次総合計画後期基本計画の施策・取組体系について
第 2 回庁内本部会議	令和 5 (2023) 年 8 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・中学生アンケート調査結果について ・第 2 次総合計画前期基本計画の施策評価結果について ・第 2 次総合計画後期基本計画の構成・課題・方針について
第 2 回審議会	令和 5 (2023) 年 9 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・中学生アンケート調査結果について ・第 2 次木津川市総合計画前期基本計画の施策評価と課題について ・第 2 次木津川市総合計画後期基本計画の構成について ・第 2 次木津川市総合計画後期基本計画の課題・方針・施策体系について
第 3 回庁内ワーキングチーム会議	令和 5 (2023) 年 9 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・中学生アンケート調査結果について ・第 2 次総合計画後期基本計画の施策・取組について ・第 2 次総合計画後期基本計画の成果指標設定について
第 3 回庁内本部会議	令和 5 (2023) 年 10 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 次総合計画後期基本計画 中間案について
第 3 回審議会	令和 5 (2023) 年 10 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 次木津川市総合計画後期基本計画 中間案について
第 4 回庁内本部会議	令和 5 (2023) 年 11 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 次総合計画後期基本計画 中間案について
市議会全員協議会	令和 5 (2023) 年 11 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 次総合計画後期基本計画 中間案について
第 5 回庁内本部会議	令和 5 (2023) 年 12 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 次木津川市総合計画後期基本計画（案）に係るパブリックコメント実施結果について ・第 2 次総合計画後期基本計画（案）について

会 議	開催日	主な議題
第4回審議会	令和6(2024)年1月16日	・第2次木津川市総合計画後期基本計画(案)に係るパブリックコメント実施結果について ・第2次総合計画後期基本計画 答申案について
答申	令和6(2024)年1月16日	
第6回庁内本部会議	令和6(2024)年1月21日	・第2次総合計画後期基本計画(案)について
議案可決	令和6(2024)年3月25日	

○市民参画

取組み	期間	内容
木津川市のまちづくりに関するアンケート調査	令和5(2023)年7月7日 ～7月28日	・市民の木津川市に対する満足度、政策・施策に関するニーズを把握するとともに、第1次総合計画による効果を検証するため調査を実施した。 有効回収数/配布数 = 1,415 / 5,000 有効回収率 = 28.3%
木津川市のまちづくりに関する中学生アンケート調査	令和5(2023)年6月16日 ～7月7日	・木津川市の中学生世代のニーズ、まちづくりに対する希望、木津川市への永住希望などを聞くとともに、調査を通じて市への愛着や行政に対する関心を醸成させることを目的に調査を実施した。 有効回収数/配布数 = 698 / 763 有効回収率 = 91.5%
パブリックコメント	令和5(2023)年11月15日 ～12月14日	・第2次総合計画後期基本計画(案)について、パブリックコメントを実施し、市民への周知及び意見把握に努めた。
地域長会説明	令和5(2023)年11月22日	・第2次総合計画後期基本計画(案)の説明を行い、地域の市民への周知と地域長からの意見把握に努めた。

策定体制図



諮問

5 木学研第 95 号

令和 5 年 5 月 29 日

木津川市総合計画審議会
会長 真山 達志 様

木津川市長 谷口 雄一

第 2 次木津川市総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

木津川市総合計画審議会条例第 2 条の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

第 2 次木津川市総合計画後期基本計画（計画期間：令和 6（2024）年度～令和 10（2028）年度）の策定につきまして、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上

答申

令和 6 年 1 月 16 日

木津川市長 谷口 雄一 様

木津川市総合計画審議会
会長 真山 達志

第 2 次木津川市総合計画後期基本計画の策定について（答申）

令和 5 年 5 月 29 日付け 5 木学研第 95 号で諮問のありました第 2 次木津川市総合計画後期基本計画の策定について、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、別冊のとおりとりまとめましたので、木津川市総合計画審議会条例第 2 条の規定に基づき答申します。

総

論

基本
構
想

基本
計
画

基本
方
針
1

基本
方
針
2

基本
方
針
3

基本
方
針
4

基本
方
針
5

基本
方
針
6

基本
方
針
7

資

料

統計データ

○小学校区別人口の推移

小学校区	平成 27 (2015) 年 (人)	令和 2 (2020) 年 (人)	令和 5 (2023) 年 (人)	増減率 (%) 平成 27 ~ 令和 2 年 (2015 ~ 2020)	増減率 (%) 平成 27 ~ 令和 5 年 (2015 ~ 2023)
木津	7,737	7,781	8,156	0.6	5.4
相楽	6,618	6,877	7,107	3.9	7.4
高の原	7,222	6,729	6,778	-6.8	-6.1
相楽台	4,397	4,924	4,934	12.0	12.2
木津川台	6,700	6,481	6,181	-3.3	-7.7
梅美台	7,176	7,731	7,802	7.7	8.7
州見台	7,436	7,651	7,832	2.9	5.3
城山台	3,339	9,079	10,612	171.9	217.8
加茂	6,182	5,806	5,699	-6.1	-7.8
恭仁	1,336	1,202	1,232	-10.0	-7.8
南加茂台	6,168	5,688	5,653	-7.8	-8.3
棚倉	4,584	4,381	4,430	-4.4	-3.4
上狛	3,945	3,577	3,410	-9.3	-13.6
合計	72,840	77,907	79,826	7.0	9.6

資料：「平成 27 年・令和 2 年国勢調査結果」（総務省統計局）、令和 5 (2023) 年住民基本台帳（9 月末日）

○小学校区別、年齢 3 区分別人口構成比の推移

小学校区	平成 27 (2015) 年 (%)			令和 2 (2020) 年 (%)			令和 5 (2023) 年 (%)			増減 (ポイント) 平成 27 ~ 令和 5 年 (2015 ~ 2023)		
	0 ~ 14 歳	15 ~ 64 歳	65 歳以上	0 ~ 14 歳	15 ~ 64 歳	65 歳以上	0 ~ 14 歳	15 ~ 64 歳	65 歳以上	0 ~ 14 歳	15 ~ 64 歳	65 歳以上
木津	15.5	58.5	26.0	14.5	57.6	28.0	12.3	59.3	28.4	-3.1	0.8	2.4
相楽	14.8	59.1	26.1	14.4	58.4	27.3	13.8	58.2	28.0	-1.0	-0.9	1.9
高の原	12.6	65.9	21.5	10.9	59.8	29.3	10.0	58.1	31.9	-2.6	-7.8	10.4
相楽台	12.8	63.2	24.0	13.4	59.6	27.0	12.8	59.0	28.2	0.1	-4.2	4.2
木津川台	19.4	64.9	15.8	13.3	66.2	20.4	9.8	67.1	23.1	-9.6	2.2	7.4
梅美台	32.9	59.8	7.3	27.3	62.7	10.0	23.1	68.3	8.6	-9.9	8.5	1.4
州見台	24.5	63.3	12.3	19.2	65.9	14.9	16.1	68.9	15.0	-8.3	5.6	2.7
城山台	26.0	58.7	15.3	34.3	57.3	8.4	35.5	58.5	6.0	9.5	-0.2	-9.3
加茂	13.8	56.1	30.1	11.1	56.7	32.1	9.6	57.1	33.4	-4.2	1.0	3.2
恭仁	6.5	48.5	45.0	7.4	45.2	47.4	7.2	43.1	49.7	0.7	-5.4	4.7
南加茂台	7.6	55.4	37.0	5.8	43.5	50.7	5.2	41.2	53.6	-2.4	-14.3	16.7
棚倉	16.7	56.7	26.6	13.9	56.3	29.8	11.9	57.2	30.9	-4.8	0.5	4.3
上狛	11.0	53.2	35.8	9.4	50.7	39.9	8.4	51.3	40.3	-2.6	-1.9	4.5
合計	17.3	59.7	23.0	16.8	58.3	24.9	15.6	59.2	25.1	-1.7	-0.5	2.2

資料：「平成 27 年・令和 2 年国勢調査結果」（総務省統計局）、令和 5 (2023) 年住民基本台帳（9 月末日）

○産業大分類別事業所数と従業者数（民営事業所）

産業大分類	平成28（2016）年		令和3（2021）年		産業大分類	平成28（2016）年		令和3（2021）年	
	事業所数（事業所）	従業者数（人）	事業所数（事業所）	従業者数（人）		事業所数（事業所）	従業者数（人）	事業所数（事業所）	従業者数（人）
全産業（公務を除く）	1,878	15,547	1,934	17,546	金融業， 保険業	21	248	24	242
農林漁業	6	48	13	483	不動産業， 物品賃貸業	88	287	92	308
鉱業，採石業，砂利採取業	-	-	-	-	学術研究， 専門・技術サービス業	86	1,172	114	839
建設業	186	970	177	996	宿泊業， 飲食サービス業	180	1,593	169	1,505
製造業	166	1,716	143	1,791	生活関連サービス業， 娯楽業	170	706	166	793
電気・ガス・熱供給・水道業	2	10	1	9	教育，学習支援業	104	566	112	760
情報通信業	6	20	16	47	医療，福祉	188	2,415	207	2,364
運輸業，郵便業	26	376	38	472	複合サービス事業	12	329	13	325
卸売業，小売業	505	4,284	512	5,691	サービス業（他に分類されないもの）	132	807	137	921

資料：「経済センサス-活動調査結果」（総務省・経済産業省）

○工業（事業所数等）の推移

年	事業所数		従業者数 (人)	事業に従事する者の人件費及び派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額※1 (万円)	原材料・燃料・電力の使用額等※2 (万円)	製造品出荷額等 (万円)	粗付加価値額 (万円)
	合計	従業者 30人～299人					
平成29 (2017)年	56	11	1,285	470,257	2,689,232	4,531,107	1,715,401
令和元 (2019)年	53	10	1,322	540,752	2,615,875	4,437,026	1,703,863
令和3 (2021)年	65	10	1,367	542,525	2,860,193	4,672,144	1,675,320

※1 令和元（2019）年までは「現金給与総額」

※2 令和元（2019）年までは「原材料使用額等」

資料：「平成29年・令和元年工業統計調査」「令和3年経済構造実態調査 製造業事業所調査結果」（経済産業省）

○商業の推移

年	合計			卸売業計			小売業計			
	事業所数	従業者数 (人)	年間 商品 販売額 (百万円)	事業所数	従業者数 (人)	年間 商品 販売額 (百万円)	事業所数	従業者数 (人)	年間 商品 販売額 (百万円)	売場 面積 (㎡)
平成26 (2014)年	379	3,152	62,986	48	313	12,556	331	2,839	50,430	74,568
平成28 (2016)年	381	3,370	72,173	47	304	16,176	334	3,066	55,997	66,056
令和3 (2021)年	441	4,661	80,069	49	490	18,424	392	4,171	61,645	87,040

資料：「平成26年商業統計」（経済産業省）、

「平成28年・令和3年経済センサス-活動調査結果」（総務省・経済産業省）

○木津川市の国指定文化財

国 宝

名称	所有者・管理者	名称	所有者・管理者
浄瑠璃寺三重塔（九体寺三重塔）	浄瑠璃寺	銅造釈迦如来坐像	蟹満寺
浄瑠璃寺本堂（九体寺本堂）	浄瑠璃寺	木造四天王立像	浄瑠璃寺
海住山寺五重塔	海住山寺	木造阿弥陀如来坐像	浄瑠璃寺

重要文化財

名称	所有者・管理者	名称	所有者・管理者
岩船寺三重塔 附 隅木受飾束	岩船寺	木造十一面観音立像	法泉寺
海住山寺文殊堂	海住山寺	木造十一面観音立像（本尊）	海住山寺
相楽神社本殿	相楽神社	木造十一面観音立像	海住山寺
松尾神社本殿 附 拝所、棟札	松尾神社	絹本着色法華経曼荼羅図	海住山寺
御霊神社本殿 附 棟札	御霊神社	木造不動明王及二童子立像	浄瑠璃寺
神童寺本堂 附 棟札、銘札、旧鬼瓦	神童寺	木造阿弥陀如来坐像	岩船寺
十三重塔	千日墓地管理組合	厨子入木造普賢菩薩像	岩船寺
岩船寺十三重塔	岩船寺	木造文殊菩薩坐像	大智寺
岩船寺石室	岩船寺	木造十一面観音坐像	現光寺
岩船寺五輪塔	岩船寺	木造愛染明王坐像	神童寺
白山神社本殿 附 棟札	白山神社	木造不動明王立像	神童寺
五輪塔（木津）	木津川市	木造阿弥陀如来坐像	神童寺
五輪塔（西小）	木津川市	木造毘沙門天立像	神童寺
泉橋寺五輪塔	泉橋寺	木造日光月光菩薩立像	神童寺
天神社十三重塔	天神神社	木造伎楽面	神童寺
小林家住宅（主屋） 附 家之普請合力覚、古図	（個人）	石燈籠	浄瑠璃寺
厨子入木造吉祥天立像 附 吉祥天摺仏、革製厨子金具形残欠	浄瑠璃寺	海住山寺文書（24通）	海住山寺
木造馬頭観音立像	浄瑠璃寺	木造薬師如来坐像	高田寺
木造地藏菩薩立像	浄瑠璃寺	三重塔初重壁画十六羅漢像	浄瑠璃寺
木造薬師如来坐像	西明寺	絹本着色仏涅槃図 附 寛正三年六月施入旧裏書	常念寺
木造薬師如来坐像	浄瑠璃寺	浄瑠璃寺流記 附 浄瑠璃寺縁起	浄瑠璃寺
木造地藏菩薩立像	浄瑠璃寺	木造四天王立像	海住山寺
木造十一面観音立像	大智寺		

重要無形民俗文化財

名称	所有者・管理者
涌出宮の宮座行事	涌出宮宮座行事保存会

特別名勝

名称	所有者・管理者
浄瑠璃寺庭園	浄瑠璃寺他

史跡

名称	所有者・管理者
恭仁宮跡（山城国分寺跡）	木津川市他
高麗寺跡	木津川市他
浄瑠璃寺庭園	浄瑠璃寺他
奈良山瓦窯跡	木津川市・奈良市
石のカラト古墳	木津川市・奈良市
椿井大塚山古墳	木津川市他
神雄寺跡	木津川市他

資料：木津川市内指定文化財一覧（文化財保護課）

第2次木津川市総合計画後期基本計画

発行日／ 令和6(2024)年3月

編集／ 木津川市マチオモイ部学研企画課

(令和6(2024)年4月から、マチオモイ部は企画戦略部となります)

〒619-0286

京都府木津川市木津南垣外110-9

TEL 0774-72-0501(代表)

TEL 0774-75-1201(学研企画課) FAX 0774-75-2701

URL <https://www.city.kizugawa.lg.jp/>

E-mail kikaku@city.kizugawa.lg.jp